平成２６年（フ）第１５６号
大阪府貝塚市三ツ松1215番地２棟504号
債務者　松井　与典
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１６４号
大阪府岸和田市小松里町1161番地共立マンション小松里101号
債務者　赤塚　正治
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１６６号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地37棟203号
債務者　Ｋ・Ｓオートこと　西田　眞次
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１６９号
大阪府泉南市信達市場1950番地の１ロイヤルシティー泉南103号
債務者　松宮　　愛
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１７０号
大阪府泉南市信達市場1950番地の１ロイヤルシティー泉南103号
債務者　松宮　京子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１８８号
大阪府岸和田市尾生町７丁目８番21号
債務者　山野さなえ（旧姓河合）
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１９４号
大阪府阪南市石田600番地の６―22棟504号
債務者　石川　正信
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２０１号
大阪府泉大津市助松町１丁目21番５号パークハウス１番館301号
債務者　小猿　美香（旧姓阪井）
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２０３号
大阪府泉佐野市羽倉崎４丁目２番101号
債務者　中上　和弘
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２１１号
大阪府岸和田市箕土路町２丁目１番５号メロディハイツ102号
債務者　澤　　香月
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３０７号
佐賀県佐賀市神園５丁目12番13号　パルモア神野201
債務者　池田　　隆
1　決定年月日時　平成26年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５１３号
大阪市此花区北港白津２丁目１番56号
債務者　森田　年司
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８４９号
大阪市住之江区御崎４丁目５番11―308号
債務者　中岡　三佳
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０６４号
大阪市東淀川区豊里５丁目28番９号エレガンス能條　５―Ａ号
債務者　松岡　真紀
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９３号
横浜市南区井土ケ谷下町25番地１　北村荘６号
債務者　櫻井　好美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７４４号
横浜市南区中里１丁目22番32号　Ｃａｓａ　Ｒｉｏ205
債務者　林　　舞子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月18日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部